

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会  
中間まとめに対する意見

平成 29 年 3 月 29 日  
一般社団法人日本電子書籍出版社協会

中間まとめ第 4 章に対する意見を述べる。

国立国会図書館による他の図書館に対する送信については、平成 24 年 12 月 10 日の「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」（国図電 1212041 号）で合意されている合意事項において、次のとおりの定義がある。

※以下、国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項より転記

=====  
2 国立国会図書館からの送信対象となる資料（以下「送信対象資料」）の範囲

（1）送信対象資料

送信対象資料は、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、入手困難な資料とする。

入手困難な資料とは、流通在庫（出版者、書店等の市場）がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料とする。ただし、オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は、現に商業的に流通している事実を踏まえ、入手可能なものとして扱う。

（2）送信対象候補とする資料

送信対象候補とする資料は、以下のとおりとする。

① 図書：戦前の資料は、送信対象候補とする。戦後の資料については、入手困難とした資料に限定し、送信対象候補とする。ただし、漫画については、電子書籍市場に及ぼす影響に鑑み、取扱いを留保する。

② 雑誌：官庁出版物は、送信対象候補とする。その他の資料は、著作権等管理事業者により著作権が管理されている資料を除き、送信対象候補とするが、商業出版社に係る資料については、取扱いを留保する。

③ 博士論文：出版されているものを除き、送信対象候補とする。ただし、主論文が出版されておらず、参考論文等付随する論文のみが出版されている場合、付随する論文を除外する。

=====

したがって、仮に送信先が拡大するとしても、送信対象となる資料は上記のとおりであることを、明確に確認していただきたい。

なお、上記の合意事項においても明記されているとおり、商業的電子配信やオンデマンド出版されているものは、入手困難な資料とはならないことを、繰り返し、確認を求める。

以上